

持ち込み禁止の張り紙があるカラオケボックスにお菓子をもち込んだのが見つかり、罰金1万円を請求されてしまった。払わなければならない？

× よく、無断駐車罰金3万円とか、食べ放題で残した場合には、○下戸と書いてあることがありますね。実際には本気で請求するつもりがなく、消費者に注意を促す意味合いのものも多いでしょう。まず、「1万円を支払って貰います」と一方的な張り紙があっても、当事者双方での合意とはいえず、当然には張り紙の効力はないことが通常であると思います。もちろん、施設を利用する際のルール違反として、常識的なものであれば、違反したことで、契約責任を負う可能性が全くないとは言えません。お菓子をもち込んだだけで、カラオケ店に当然に損害が発生する訳ではありませんが、カラオケ店も飲食で営業をしている側面もありますので、持ち込み禁止とあるのに持ち込むことは好ましくはありません。

ただ、1万円の損害は一般的には考えにくいとは言えます。  
(弁護士 久保田和志)



署名・押印をしてしまった契約書は絶対なの？

× 絶対とはいいませんが、契約書は、契約をしたか否かの重要な証拠です。したがって、どのような契約をしたかどうかは、原則として契約書の記載内容によります。特に民事裁判においては、自らが署名・押印した書類や自己の所有している印章が押されている書類は、自らの意思で押印したと推定されることとなりますので、契約書に署名・押印した場合は、原則としてその契約書に拘束されることとなります。しかし、契約書の内容が民法上に違反する場合、消費者契約法で定められた不平等条項などは民法上無効とされますし(要するに内容が極めて不適正な場合)、署名・押印するにあたって、書の内容が不明瞭で、書の内容が不明瞭で、民法や消費者契約法によって取り消すこともできます。契約書に記載があったとしても、その内容に不満がある時には、専門家に相談をしよう。とはいえ、契約書に署名・押印するときは慎重にその内容を確認してからするべきです。  
(弁護士 長山洋)



亡くなった夫の家族と縁を切ることはできない？

× 夫の家族は、姻族といって自分と姻族関係があることになり、姻族関係にあると、場合によっては、扶養義務を負わされる場合もあります。この姻族という関係は、夫が亡くなった場合に、自動的に解消されるものではありませんが、「姻族関係終了届」を役所に届出することで、亡くなった夫の家族との関係を終わらせることができます。この姻族関係終了届を出す際に、姻族に許可や同意は必要なく、自分1人で手続きができます。なお、離婚した場合には、夫の家族との関係も離婚と同時に解消されますので、姻族関係終了届を出す必要はありません。  
(弁護士 近藤望紗)

たけのこはだれのもの？

～Q&Aで法律に親しむ～

私が育てていたたけのこが、敷地を越えて隣家の庭から生えてきた。もともと私が育てたのだから、隣家に生えたたけのこも私のものだとやったけど、隣人は「邪魔だから切らせてくれ」と言っている。このたけのこは隣人のものなの？



たけのこは隣家のものとなります。それは、自分の土地に定着したものについては、その所有権を取得するというルールが民法242条に定められているからです。所有権が隣家にある以上、隣人が自分の庭に生えたたけのこを切ると言っていることにならん迷惑はありません。  
(弁護士 丹野敏行)



「お正月」が休日なのは法律で決まってる？



「国民の休日」に関する法律によると、元日は「祝日」であり、祝日は「休日とする」という定めから、元日が休日であることが法律で定められているか？と言われれば、「定められている」というのが答えにはなりません。しかし、労働者と使用者との関係を規定する労働法の規定は、「労働者に対して毎週少なくとも1日の休日(以下4週間を通じて4日以上の休日)を与えなければならない(労働法35条)となっているだけで、これに反しなければ、祝日を休日としなくても違法にはなりません。ただ、行政機関の休日については、12月29日から1月3日まで休みと法律で規定されていますし(行政機関の休日に関する法律)、企業でも就業規則等に定めがある場合があります。  
(弁護士 丹野敏行)

突然送られてきた商品を受け取ったら、後日請求書が届いた。支払わなきゃダメ？

× 注文していないのに、いきなり商品が届くという被害があります。これを「ガタイオプション」と言います。注文していないのですから、後日、請求書が届いても法的に代金を支払う義務はありません。ただし、配達員に商品が届いた場合には、黙って商品を受け取らなければ、受け取りを拒否するのが一歩です。注文していないのであれば、受け取りはどうすればいいのかわかりませんが、特定商取引に関する法律でも、商品が送られてきた日から14日間、仮に、こちらから販売業者に引き取りを請求したときには7日間を経過しても販売業者が引き取りに来ない場合には返金を受けることができます。但し、その期間中に商品を消費してしまうと商品購入を承諾したものと考えられてしまったり、一度、代金を支払ってしまうとその代金を取り返すことが困難な場合が多いので、注意してください。(弁護士 船橋弘尚)

